○内閣府令第 号

資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)及び資金決済に関する法律施行令(平成二十二年

政令第 号)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、資金清算機関に関する内閣府令を

次のように定める。

平成二十二年 月 日

資金清算機関に関する内閣府令

目次

第一章 総則 (第一条 第四条)

第二章 業務 (第五条 第九条)

第三章 監督 (第十条 -第十三条)

第四 章 雑則 (第十四条-―第十六条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この府令において「資金清算業」、 「資金清算機関」 又は 「銀行等」とは、 それぞれ資金決済に関

する法律 (以下「法」という。)第二条に規定する資金清算業、 資金清算機関又は銀行等をいう。

(免許申請書の経由)

第二条 法第六十五条第 項の規定により免許を受けようとする者は、 金融庁長官を経由 L て免許申請 書を

提出しなければならない。

(免許申請書の記載事項)

第三条 法第六十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、 会計監査人の氏名又は名称とする。

(免許申請書の添付書類)

第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、 次に掲げる書類

1 主要株主 (総株主の議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を

七 行使することができない株式についての議決権を除き、 商号若しくは名称、 分の十以上の議決権を保有している株主をいう。 十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。 住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書 第十三条第二項第七号において同じ。) 会社法 (平成十七年法律第八十六号) 面 の氏 第 名又は \mathcal{O} 八百 百

口 きる事で 総株 七 半数を保有している法人その他の団体をいう。 有 十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。) してい 親法人 主 項 の全部 総社1 る法人その他 (免許を受けようとする者の総株主の議決権 員 に 又 は つき議決権を行使することができない 総出資者 \mathcal{O} 団体、 \mathcal{O} をいう。 議 決権 次号に 株 式 公会社 お 同号において同じ。 **\ に て同じ。 . あ 0 (イに規定する議決権をいう。 株式 ては、 につい 及び子法人 株主総会に 7 (T) の議決権を除き、 概要を記載した書 (免許を受けようとする者が お 1 て決議をすることが 会社 \mathcal{O} 面 過半数を保 法第 の過 八百 で

が 及 び 法第六十六条第二項第四号イからホまでの 取 住 締役及び監査役 民 一票 の 抄本 本 (委員会設置会社にあっては、 籍 の記 載 \mathcal{O} ある ŧ のに限る。 いずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監 取締役及び執行役。 又はこれに代わる書 ハにおいて同じ。) 面 並 び)に取 締 役及び \mathcal{O} 履 監 歴書 査 役

査役が誓約する書面

二 会計参与設置会社に あっては、 会計参与の履歴書 (会計参与が法人であるときは、 当該会計参与の

沿 革を記れ 載した書 画 及び住民票の抄本 (本籍 の記 「載のあるものに限る。) 又はこれに代わる書 面

会計参与が 法人であるときは、 当該会計 . 参 与 の登記事項証明書又はこれに代わる書 面 並 び に会計

与が 法第六十六条第二 |項第四 号イからホまでの いいず れにも該当しない 者であることを当該会計参与が

誓約する書面

ホ 取 締役 (委員· (会設置会社 にあ っては、 執行役) 0 担当業務を記 載 L た書 面

免許を受けようとする者が 一般社団法人である場合にあっては、 次に掲げ る 類

1 社員の氏名又は商号若しくは名称、 住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

ロ 親法人及び子法人の概要を記載した書面

ハ 理 事 及 び 監事 の履歴・ 当書及びな 住民票の 抄本 (本籍 \mathcal{O} 記 載の あるものに限る。) 又はこれに代わ る 書面

並 び に 理 事 及び 監 事 が 法第六十六条第二項第四号イからホまでの いずれにも該当しない者であること

を当該理事及び監事が誓約する書面

ニ 理事の担当業務を記載した書面

三 資 金清算業に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載

した書面

四 資金清算機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

五 業務開始後三年間における収支の見込みを記載した書面

業務方法書に法第七十一条第二項第八号に掲げる事項を定める場合にあっては、

契約

の相手方そ

の他

の参考となるべき事項を記載した書面

六

七 その 他法第六十六条第一 項 の規定による審査の参考となるべき事項を記載し た書面

第二章 業務

(他の業務の承認の申請等)

第五条 法第六十九条第 項の 承認を受けようとする資金清算機関は、 次に掲げる事項を記載した申請書を

金融庁長官に提出しなければならない。

| 承認を受けようとする業務の種類

- 二 当該業務の開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 二 当該業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 三 当該業務の運営に関する規則
- 兀 当該業務 の開始後三年間における収支の見込みを記載した書 面
- 3 行うにつき支障を及ぼすおそれがないかどうかを審査しなければならない。 金融 庁長官は、 第 項の 承認 の申 -請があ った場合におい ては、 その申 請が資金清算業を適正かつ確実に

(承認を受けた業務の廃止の届出)

第六条 法第六十九条第二項の規定により届出を行う資金清算機関は、 次に掲げる事項を記載した届出書を

提出しなければならない。

- 一 法第六十九条第一項の規定により承認を受けた業務の種類
- 二 当該業務を廃止した年月日

三 当該業務を廃止した理由

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 法第七十条第一項の承認を受けようとする資金清算機関は、 次に掲げる事項を記載した申請書を金

融庁長官に提出しなければならない。

業務を委託する相手方 (以下この条において「受託者」という。) の商号又は名称及び住所

一 委託する業務の内容及び範囲

三 委託の期間

兀 委託する業務の委託契約において、 受託者が当該業務を適正かつ確実に遂行するための措置として付

している条件の内容

五 受託者の選定に係る基準

2 前 項の申請書には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。

理由書

二 委託する業務の委託契約の内容を記載した書面

 \equiv 受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

受託 者 0 取締役及び監査役 理 事、 監事その他これらに準ずる者を含み、 委員会設置会社にあっては

兀

取 締役及び執行役とする。 以下この条において同じ。)が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に

該当しない旨を誓約する書面

五 受託者の登記事項証明書

六 受託者の定款

七 委託する業務の実施方法を記載した書面

八 受託 者 の最 近三年の各年度におけ る事業報告、 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

九 受託者の取締役及び監査役の氏名を記載した書面

+ 受託者の取締役及び監査役の住 民票の抄本又はこれに代わる書面

十一 受託者の取締役及び監査役の履歴書

受託 者 が 会計 参 与設置会社である場合にあっては、 受託者 の会計参与の氏名又は 名 称 を記 載 L た書

住 民 票の抄本又はこれに代わる書面 (会計参与が法人であるときは、 当該会計参与の 登記事項 証 明

面

書) 及び当該会計参与の履歴書 (会計参与が法人であるときは、 当該会計参与の沿革を記載した書面

並 びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面 (会計参

与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

受託者の取締役 (理事その他これに準ずる者を含み、 委員会設置会社にあっては、 執行役とする。

)の担当業務を記載した書面

十四 その他参考となるべき事項を記載した書類

金融 庁長官は、 第 項の 承認 の申 請があった場合においては、 その申請が次に掲げる基準に適合するか

どうかを審査しなければならない。

3

業務の委託が資金清算業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないこと。

受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、 確実

にその業務を行うことができるものであること。

 \equiv 受託者が法第六十六条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しないこと。

兀 受託者の取締役、 会計参与及び監査役が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しないこと。

五. 受託者がその受託する業務の全部又は 一部を他の者に再委託する場合には、 資金清算機関 が当該 再委

託を受けた者が行う業務を確認できる旨その他の受託者が当該業務を適正か つ確実に遂行するため \mathcal{O} 措

置を講ずる旨の条件が業務の委託契約において付されていること。

(外国人等との契約における重要事項)

第八条 法第七十一条第二項第八号に規定する内閣府令で定める重要な事項は、 次に掲げるものとする。

一 通信手段の提供に関する事項

一 情報処理に係る業務の提供に関する事項

(業務方法書の記載事項)

第九条 法第七 十一条第二項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、 未決済債務等 (法第七十三条第二

項に規定する未決済債務等をいう。)についての差引計算の方法、 担保の充当の方法その他の決済の方法

に関する事項とする。

第三章 監督

(定款又は業務方法書の変更の認可の申請等)

第十条 法第七十六条 の認可を受けようとする資金清算機関は、 次に掲げる事項を記載した認可申請書を金

融庁長官に提出しなければならない。

- 一変更の内容及び理由
- 二 変更予定年月日

2 前項 \mathcal{O} 認 可 申 -請書 に は、 次に掲げる書類を添付しなければならない。 ただし、 業務方法書の変更認 可申

請 書にあっては、 第二号に掲げる書類を提出することを要しない。

- 一 定款又は業務方法書の新旧対照表
- 株主総会又は社員 (総会の 議 事 録その 他必要な手続があったことを証する書面
- 三 その他参考となる書類

3 金融庁長官は、 第一 項の 認 可の申請があった場合には、 その申請が法令に適合し、 かつ、 資金清算業を

適正 カュ つ確実に遂行するために十分かどうかを審査しなければならない。

、資本金の額等の変更の届出)

第十一条 法第七 十七条の規定による届出を行う資金清算機関は、 次に掲げる事項を記載し た届出書を金融

庁長官に提出しなければならない

- 一変更の内容
- 二 変更年月日

2

- 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 届 出書には、 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 法第六十五条第 項第二号に掲げる事項 (純資産額を除く。) 又は同項第三号に掲げる事 項の変更

同条第二項第三号に掲げる書類

法第六十五 条第 項第四号に掲 げる事項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第四 [条第 号ハ

又は第二号ハに掲げる書類

三 法第六十五条第 項第五 号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ニ

に掲げる書類

(帳簿書類)

第十二条 資 金 清算機関 は、 法第七· 十八条の規定により、 資金清算業 \mathcal{O} 処理及び 計 算を明ら かにするため、

資金清算業に係る取引記録その他 \mathcal{O} 帳簿書類を作成し、 その作成の 日 か ら七年間保存しなければならない。

(報告書)

第十三条 資金清算機関は、 法第七十九条の規定により、 資金清算業に関する報告書を別紙様式により作成

毎事業年度終了後三月以内に、 金融庁長官に提出しなければならない。

2 前 項の報告書には、 次に掲げる書類を添付しなければならな

会社法第四 百三十五条第二項又は 般社 団法人及び一 般財団法 人に関する法律 (平成十八年法律

十八号)第百二十三条第二項に規定する計算書 類、 事業報告及び附 属 明細 書

会社法第三百八十一条第一 項又は 般社団法 人及び一 般財団法 人に関する法律第九十九条第 項 に規

定する監査報告

三 会社法第三百九十六条第一項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百七条第一項に規定

する会計監査報告

四 有形固定資産明細表

五 担保明細表

六 その他諸勘定明細表

第四

七 主要株主又は社員の氏名又は商号若しくは名称、 住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記 載

した書面

八 清算参加 者 (法第七十一条第二項第二号に規定する清算参加者をいう。 以下同じ。) の商号又は名称

及び住所

第四章 雑則

(資金清算業の廃止又は解散の決議に係る認可の申請等)

第十四 条 法第八十三条の 認可を受けようとする資金清算機関 は、 申請書に次に掲げる書類を添付 して 金融

庁長官に提出しなければならない。

| 資金清算業の廃止又は解散の理由を記載した書面

株主総会又は社員総会の議事録 (会社法第三百十九条第一項又は一般社団法人及び一般財団法人に関

す る法律第五 十八条第一 項の規定により株主総会又は社員総会の決議があったものとみなされる場合に

あっては、当該場合に該当することを証する書面

 \equiv 最終事業年度に係る貸借対照表 (関連する注記を含む。 及び損益計算書 (関連する注記を含む。

並 び に 当該 決 議 時 に お け る資産及び 負債 \mathcal{O} 内容を明ら カン た 面

四 資金清算業の結了の方法を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 金 融庁 長官は、 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 可 \mathcal{O} 申 請 が あ 0 た場合にお いては、 次に掲げる基準 . (7) いずれ、 かに適合するかど

うかを審査しなければならない。

当該 資 金 清 算 業 \mathcal{O} 廃 止 又 は 解 散 が当該資 金 当清算機器 関 \mathcal{O} 業務及び財 産 \mathcal{O} 状 況 に に照ら てやむ を得り な 1 ŧ

のであること。

当 該 資 金 清算 業 の廃 ルエスは気 解 散 が、 銀 行等の 間 同で行われ れる資金決済 \mathcal{O} 円 滑 \mathcal{O} 確保及び当該 資 金清 機

関 \mathcal{O} 清算参-加者の 利 便に支障を及ぼすおそれのない ものであること。

3 金融庁 長官は、 法第 八十一 条又は第八十二条第二項の規定による業務の全部又は 部 の停 止 \mathcal{O} 命 令をし

た資 金 清 算 機 関 か 5 第 項 \mathcal{O} 認 可 \mathcal{O} 申 請 が あ った場合にお 7 て は、 当該資 金清算 機関 12 対 し、 同 項 \mathcal{O} 認 可

を Ū て は なら な \ <u>`</u> これ 5 \tilde{O} 命 令をすること又は 同 条第 項 又は 第 二項 \mathcal{O} 規定に、 より 法 第六十 应 条第 項

免許を取 り消すことが必要であると認める資 金清算機 関 カン ,ら第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認 可 \bigcirc 申 請が あ 0 た場合も、 同 様

 \mathcal{O}

とする。

(業務方法書に基づく規則の届出)

第十五条 資金清算機関は、 業務方法書に基づき規則を定め、 又は廃止若しくは変更したときは、 遅滞なく

、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(標準処理期間)

第十六条 内 閣 総理大臣又は金融庁長官は、 法第六十九条第一 項に規定する承認又は法第七十六条若しくは

第八十三条に規定する認可に関する申請がその事 務所に到達 してから一 月以内に、 法第六十五条第 項に

規定する免許に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、 それぞれ当該申請に対する処分をす

るよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、 次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

- 月 日から施行する。

別紙様式(第13条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

資金清算業に関する報告書

第 期 年 月 日から 年 月 日から 日 年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官殿

住 所

商号又は 名称

代表者の

氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの資金清算業に関する状況を次のとおり報告します。

目 次

- 1 事業の概要
- 2 営業所又は事務所の増減
- 3 取締役等及び職員の増減
- 4 資金清算業の状況
- 5 清算参加者の債務の履行の確保に関する状況
- 6 資金清算業の継続的遂行の確保に関する状況
- 7 資金清算業以外の業務に関する状況
- 8 資金清算業の委託に関する状況
- 9 その他特記事項

1. 事業の概要

2. 営業所又は事務所の増減

区分			前 期	末	当	期	末	増減(△)		
営 業 所	又は	事	務	所						
計										

3. 取締役等及び職員の増減

	区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
	取締役又は理事	うち非常勤()	うち非常勤()	
取	会 計 参 与			
取締役等	監査役又は監事	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執 行 役			
	計			
	事 務 系			
職員	庶 務 系			
	計			
	合 計			

(記載上の注意)

1. 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数につ いては、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数

- 2. 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3. 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等 の職員数を記載すること。
- 4. 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載するこ と。

当期末における出向職員数 人

4. 資金清算業の状況
(1)概況
(2)報告対象期間における清算参加者数及び店舗数 (月ごとに)
(3)報告対象期間における総取扱件数(件/月ごとに)及び総取扱金額(円/月ごとに)
(記載上の注意) 報告対象期間における総取扱件数及び総取扱金額については、種類別に区分して記載すること。
5. 清算参加者の債務の履行の確保に関する状況 (1)概況
(2)報告対象期間における担保、保証その他の状況(月ごとに)
(記載上の注意) 報告対象期間における担保、保証その他の状況については、種類別に区分して記載すること。
6. 資金清算業の継続的遂行の確保に関する状況
7. 資金清算業以外の業務に関する状況
8. 資金清算業の委託に関する状況
9. その他特記事項